

# 資料

(令和5年度 第7回上越市地域公共交通活性化協議会)



## 予約型コミュニティバスについて

### 1 現状と課題

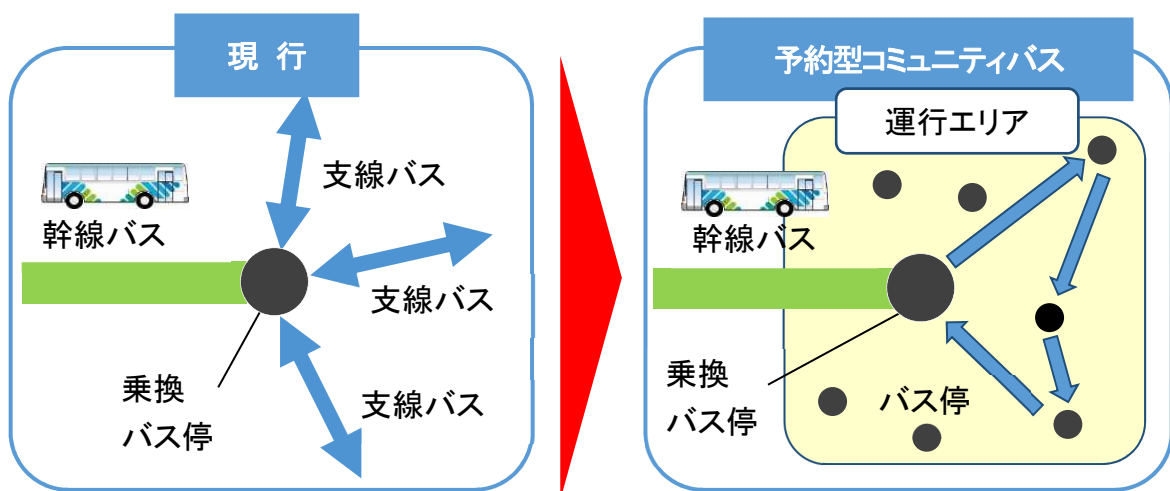
- ・人口減少や車社会の進展等によりバス利用者が減少している。
- ・13区の拠点と市の中心地・駅を結ぶ幹線バスは、通勤通学の利用が多いため便数を多く設けているが、13区の拠点と区内集落を結ぶ支線バスは、利用者の減少に伴い運行内容が縮小傾向にある。
- ・高校生の通学範囲の広域化や高齢化により公共交通の重要性が高まっている。

### 2 運行概要

- ・高齢者の通院や買物、高校生の通学に利用しやすい移動手段を確保するため、決められた時刻や経路ではなく、利用者からの予約に基づき、区内の停留所間を自由に運行する。
- ・複数の予約に対して効率的な運行を行うため、オンデマンド交通システムを活用する。  
 ※小・中学生の通学利用がある時間帯は、定時定路線で運行する。  
 ※予約状況や鉄道・路線バスとの乗継を考慮して、運行時間が調整する場合がある。
- ・予約は、原則乗車を希望する時間の1時間前までとし、電話での予約のほか、インターネット（WEB）から予約できる。

<オンデマンド交通システムとは>

利用者の電話やインターネットからの予約に応じて、経路設定から車両の配車、運行指示等を自動的かつリアルタイムで効率的に行うシステム。（裏面を参照）

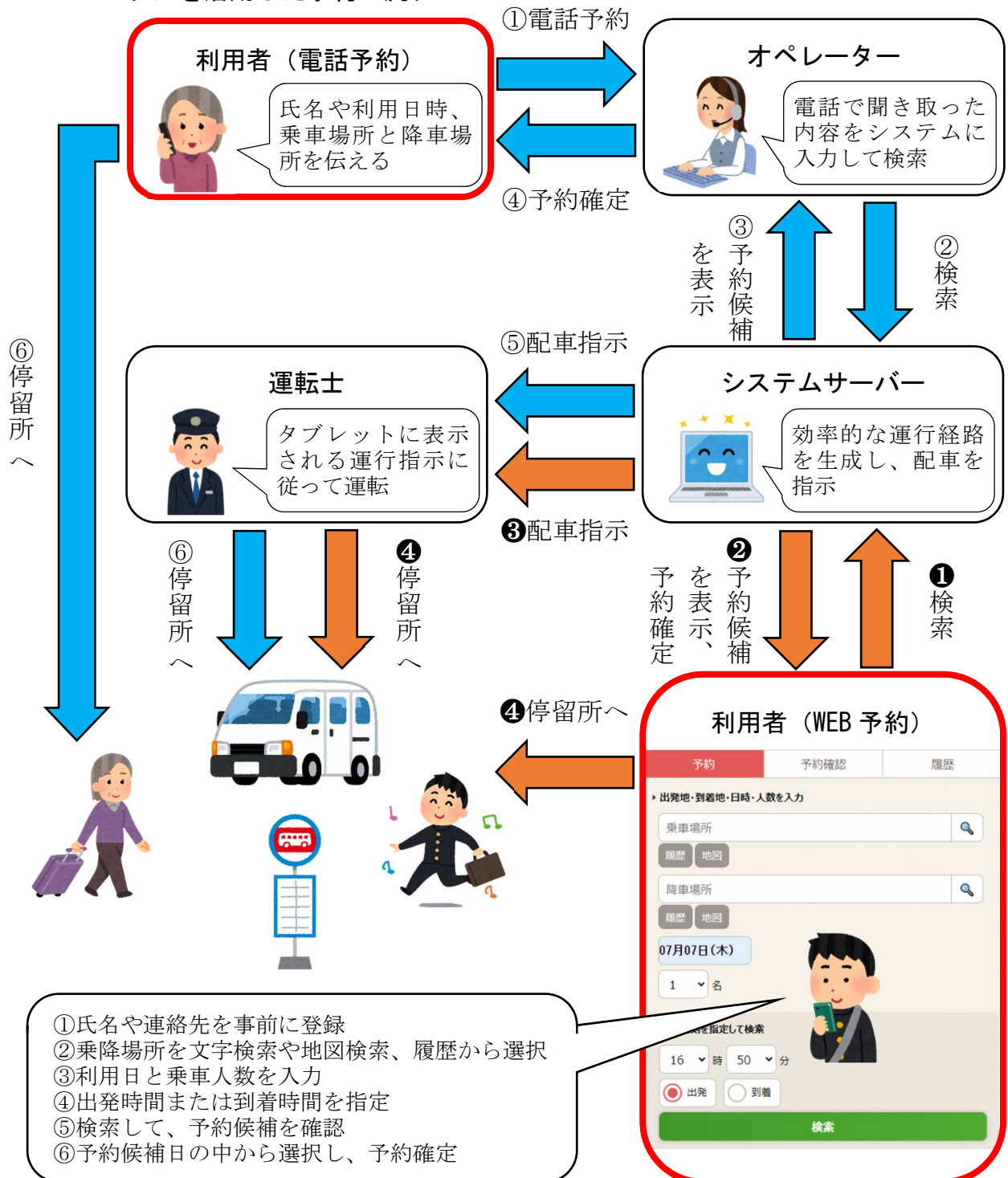


# オンデマンド交通システム「コンビニクル」の概要

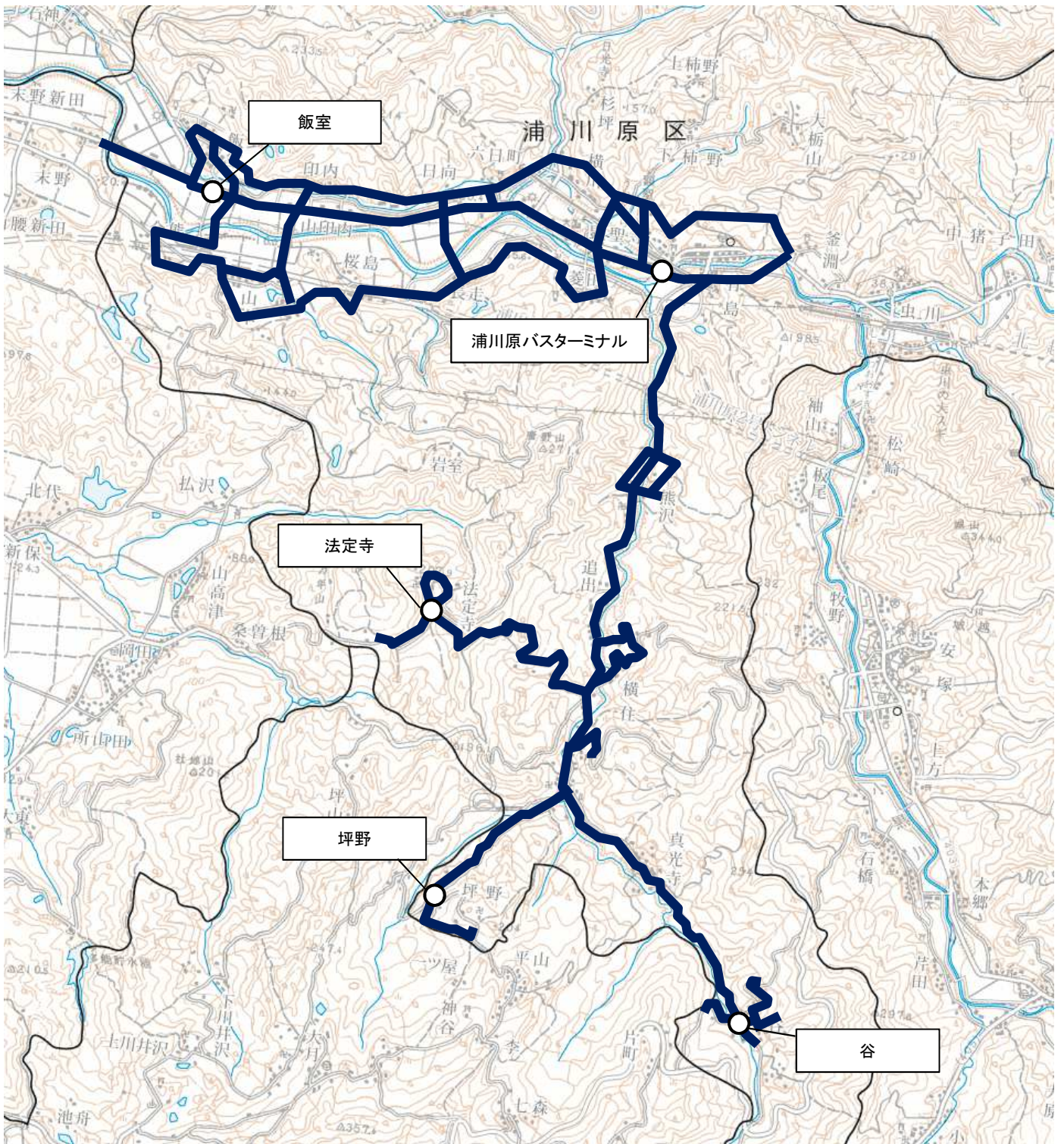
## 1 コンビニクルについて

- ・ 東京大学と順風路㈱が共同で開発
- ・ 短期の実験としてではなく、長く使われるシステムとして設計
- ・ 多くの実績を基に、さまざまな運行形態に柔軟に対応できる機能を実装
- ・ 運行する中でデータを蓄積し、常にニーズを把握することで、地域に合った最適な運行にカスタマイズすることが可能

## 2 コンビニクルを活用した予約の流れ



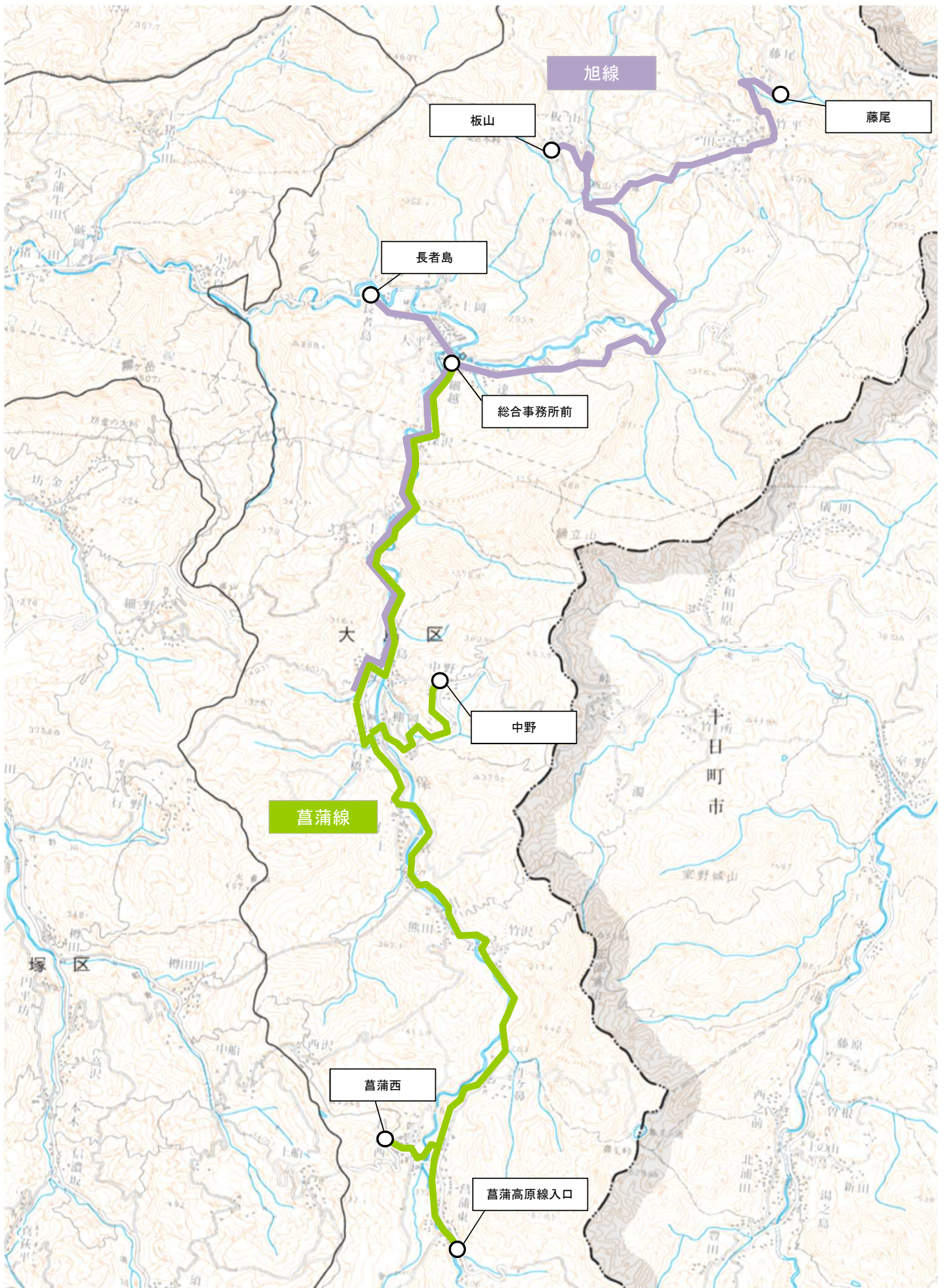
月影・下保倉・末広ルート 路線図



【地図の出典】地理院地図(電子国土Web)を加工して作成



市営バス 旭線 菖蒲線 路線図

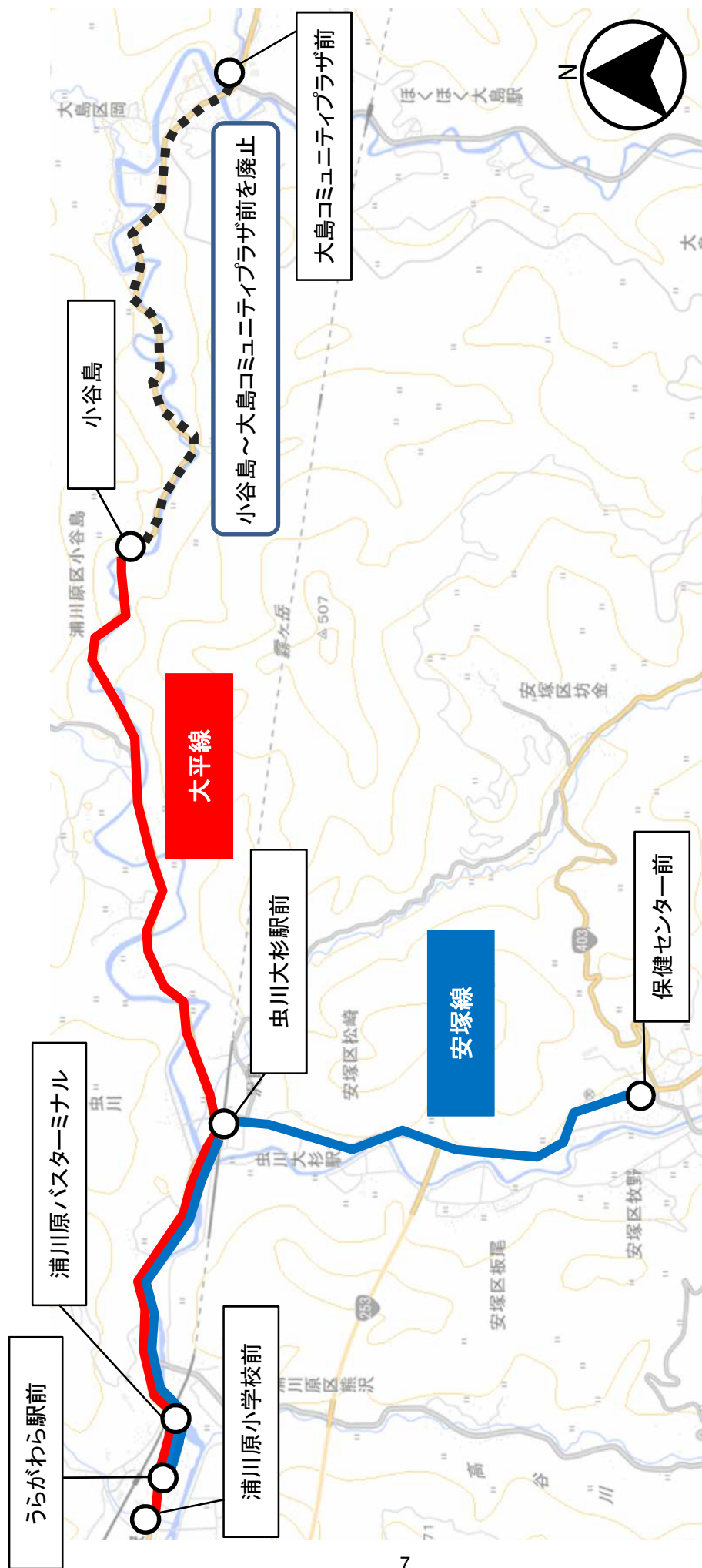


【地図の出典】地理院地図（電子国土Web）を加工して作成





安塚線・大平線 路線図



資料 4

【地図の出典】地理院地図(電子国土Web)を加工して作成



## 安塚線 時刻表 (案)

## 【保健センター前 行き】

停留所名	平日									土曜日			
	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第1便	第2便	第3便	第4便
うらがわら駅前	6:53	7:59	9:58	11:52	13:07	14:42	15:44	16:42	17:41	7:59	9:58	11:52	15:44
浦川原バスターミナル	6:54	8:00	9:59	11:53	13:08	14:43	15:45	16:43	17:42	8:00	9:59	11:53	15:45
釜淵西	6:56	8:02	10:01	11:55	13:10	14:45	15:47	16:45	17:44	8:02	10:01	11:55	15:47
虫川大杉駅前	6:59	8:05	10:04	11:58	13:13	14:48	15:50	16:48	17:47	8:05	10:04	11:58	15:50
安塚北	7:05	8:11	10:10	12:04	13:19	14:54	15:56	16:54	17:53	8:11	10:10	12:04	15:56
安塚小学校前	7:06	8:12	10:11	12:05	13:20	14:55	15:57	16:55	17:54	8:12	10:11	12:05	15:57
安塚区総合事務所前	7:07	8:13	10:12	12:06	13:21	14:56	15:58	16:56	17:55	8:13	10:12	12:06	15:58
保健センター前	7:08	8:14	10:13	12:07	13:22	14:57	15:59	16:57	17:56	8:14	10:13	12:07	15:59

※主なバス停のみ掲載

減便

減便

減便

減便

減便

減便

## 【うらがわら駅前 行き】

停留所名	平日									土曜日			
	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第1便	第2便	第3便	第4便
保健センター前	7:11	8:23	10:26	12:10	14:11	15:20	16:02	17:03	18:00	8:23	10:26	12:10	16:02
安塚区総合事務所前	7:12	8:24	10:27	12:11	14:12	15:21	16:03	17:04	18:01	8:24	10:27	12:11	16:03
安塚小学校前	7:13	8:25	10:28	12:12	14:13	15:22	16:04	17:05	18:02	8:25	10:28	12:12	16:04
安塚北	7:14	8:26	10:29	12:13	14:14	15:23	16:05	17:06	18:03	8:26	10:29	12:13	16:05
虫川大杉駅前	7:20	8:32	10:35	12:19	14:20	15:29	16:11	17:12	18:09	8:32	10:35	12:19	16:11
釜淵西	7:23	8:35	10:38	12:22	14:23	15:32	16:14	17:15	18:12	8:35	10:38	12:22	16:14
浦川原バスターミナル	7:25	8:37	10:40	12:24	14:25	15:34	16:16	17:17	18:14	8:37	10:40	12:24	16:16
うらがわら駅前	7:26	8:38	10:41	12:25	14:26	15:35	16:17	17:18	18:15	8:38	10:41	12:25	16:17

※主なバス停のみ掲載

減便

減便

減便

減便

減便

時刻  
変更

減便

保健センター前発車時刻を現  
行の18:08から8分繰り上げ



## 大平線 時刻表 (案)

## 【小谷島 行き】

停留所名	平日				
	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
浦川原小学校前	7:29	15:10	16:10	17:10	17:50
うらがわら駅前	7:30	15:11	16:11	17:11	17:51
浦川原バスターミナル	7:31	15:12	16:12	17:12	17:52
釜淵西	7:33	15:14	16:14	17:14	17:54
虫川大杉駅前	7:37	15:18	16:18	17:18	17:58
山崎	7:40	15:21	16:21	17:21	18:01
宝台寺	7:42	15:23	16:23	17:23	18:03
小谷島	7:45	15:26	16:26	17:26	18:06

※土休日の運行なし

※主なバス停のみ掲載

終点を小谷島に変更  
(運行時刻は通学時間に配慮し、変更なし)

## 【浦川原小学校前 行き】

停留所名	平日				
	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
小谷島	7:00	7:46	15:27	16:27	17:26
宝台寺	7:01	7:47	15:28	16:28	17:27
山崎	7:02	7:48	15:29	16:29	17:28
虫川大杉駅前	7:03	7:49	15:30	16:30	17:29
釜淵西	7:09	7:55	15:36	16:36	17:35
浦川原バスターミナル	7:12	7:58	15:39	16:39	17:38
うらがわら駅前	7:14	8:00	15:41	16:41	17:40
浦川原小学校前	7:15	8:01	15:42	16:42	17:41

※土休日の運行なし

※主なバス停のみ掲載

第1便、第3便、第4便の起点を小谷島に変更し、  
発車時刻を変更



スロープ付き車両 (トヨタ シエンタ)







## 路線バス等の利用状況について

## (1) バス運行対策費補助金の補助対象路線における利用者数

(単位：人)

No.	事業者	路線名	起点～主な経由地～終点	R4補助年度 (R3. 10～ R4. 9)	R5補助年度 (R4. 10～ R5. 9)	差 (R5-R4)
1	頸	上越大通り線（本町経由）	上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜	176,932	155,236	▲ 21,696
2	頸	上越大通り線（新井行き）	中央病院～上越妙高駅前～新井バスターミナル	70,768	69,747	▲ 1,021
3	頸	浜線	鶴の浜～柿崎病院前～柿崎バスターミナル	3,539	4,009	▲ 470
4	頸	教育大学線	上越モール前～教育大学～直江津駅前	39,745	45,060	▲ 5,315
5	頸	富岡線	高田駅前～富岡・謙信公武道館前～マルケバスセンター	68,817	74,311	▲ 5,494
6	頸	春日山・佐内線	佐内入口～春日山下～中央病院・悠久の里前	50,739	51,586	▲ 847
7	頸	佐内・直江津循環線	佐内入口～労災病院前～直江津駅前	5,099	3,849	▲ 1,250
8	頸	直江津・浦川原線	マルケバスセンター～青野十字～浦川原バスターミナル	83,857	87,125	▲ 3,268
9	頸	謙信公大通り循環線	春日山駅前～上越総合病院～春日山駅前	5,291	1,719	▲ 3,572
10	頸	春日山駅・アルカディアシャトル便	春日山駅前～リゾ・ヨソラザ～上越総合病院	6,203	4,008	▲ 2,195
11	頸	謙信公大通り線	直江津ショッピングセンター前～国府新町～上越総合病院	846	940	▲ 94
12	頸	南川線	労災病院前～市村・島田～海洋センター前	57,115	57,543	▲ 428
13	頸	桑取線	労災病院前～有間川橋～くわどり湯ったり村	33,185	33,013	▲ 172
14	頸	名立線	労災病院前～うみてらす名立前～コミュニティラザ前	8,297	8,666	▲ 369
15	頸	能生線	能生案内所～名立車庫前～労災病院前	10,718	10,306	▲ 412
16	頸	山麓線	直江津駅前～医療センター病院～上越妙高駅前	10,210	9,478	▲ 732
17	く	増田線	高田駅前～横菅根～くびき駅前	10,305	13,177	▲ 2,872
18	く	宮口線	高田駅前～中央病院・上越モール前～牧地区公民館前	22,594	20,179	▲ 2,415
19	く	正善寺線	大手町十字路・西城病院前～下正善寺～上正善寺西	5,322	4,655	▲ 667
20	く	真砂線	高田駅前～真砂寺前～三和体育館	5,219	4,474	▲ 745
21	く	高田・浦川原線	高田駅前～番町～浦川原バスターミナル	34,090	36,338	▲ 2,248
22	く	島田線	高田駅前～岡原～曾根田	8,152	7,825	▲ 327
23	く	清里線	高田駅前～中央病院～清里区総合事務所前	21,070	19,089	▲ 1,981
24	く	斐太線 ※R4.4廃止	新井バスターミナル～飛田～高田駅前	640	—	▲ 640
25	く	青田線 ※R4.4廃止	高田駅前～中中原～青田	788	—	▲ 788
26	く	高田南循環線 ※R4.4開始	高田駅前～青田・稲荷～高田駅前	930	2,798	▲ 1,868
27	南	新井・板倉線	けいなん病院・新井バスターミナル～板倉コミュニティラザ前	23,216	22,540	▲ 676
28	南	三針線	板倉コミュニティラザ前～下稲塚～清里区総合事務所前	2,302	1,687	▲ 615
29	北	犀潟駅線	海洋センター前～犀潟駅前～海洋センター前	25,340	26,970	▲ 1,630
30	北	黒井駅線	海洋センター前～黒井駅前口～海洋センター前	32,366	29,270	▲ 3,096
31	北	くびき駅線	海洋センター前～くびき駅～海洋センター前	9,108	11,264	▲ 2,156
32	北	柳町線	海洋センター前～柳町～海洋センター前	22,345	21,253	▲ 1,092
33	北	吉川西部循環線	吉川区総合事務所前～くびき駅前・上下浜駅前～吉川区総合事務所前	26,034	25,036	▲ 998
34	北	山直海線	柿崎バスターミナル～原之町～村屋・尾神	35,416	30,772	▲ 4,644
35	北	泉谷・勝穂循環線	原之町～後生寺・平等寺～原之町	12,623	12,643	▲ 20
36	北	黒岩線	柿崎バスターミナル～米山寺～黒岩	1,639	1,756	▲ 117
37	北	上直海線 ※R4.4廃止	柿崎バスターミナル～上直海～柿崎バスターミナル	41	—	▲ 41
38	北	水野線	柿崎バスターミナル～米山寺～水野	335	456	▲ 121
39	東	安塚線	うらがわら駅前～虫川大杉駅前～保健センター前	12,169	7,906	▲ 4,263
40	東	大平線	浦川原小学校前～虫川大杉駅前～大島コミュニティラザ前	5,047	4,612	▲ 435
41	東	月影・下保倉・末広ルート	谷～浦川原区中心部～うらがわら駅前	4,513	4,509	▲ 4
42	東	東西ルート ※R4.4廃止	うらがわら駅前～浦川原区・大島区～大島コミュニティラザ前	97	—	▲ 97
43	東	小麦平ルート ※R4.4廃止	うらがわら駅前～小麦平～うらがわら駅前	11	—	▲ 11
44	東	上柿野ルート ※R4.4廃止	うらがわら駅前～上柿野～うらがわら駅前	23	—	▲ 23
45	新	関山ルート	新井バスターミナル～姫川原～小野沢上	1,811	1,972	▲ 161

No.	事業者	路線名	起点～主な経由地～終点	R4補助年度 (R3. 10～ R4. 9)	R5補助年度 (R4. 10～ R5. 9)	差 (R5-R4)
46	ア	岡沢ルート	新井バスターミナル～中郷区総合事務所前～岡沢	2,405	2,034	▲ 371
47	浦	朴の木線 ※R4. 10廃止	朴ノ木～安塚区中心部	45	—	▲ 45
48	浦	須川・伏野線 ※R4. 10廃止	須川～伏野～安塚区中心部	561	—	▲ 561
49	浦	坊金・袖山線 ※R4. 10廃止	細野～袖山～安塚区中心部	33	—	▲ 33
50	浦	船倉・行野線 ※R4. 10廃止	上船～行野～安塚区中心部	214	—	▲ 214
51	浦	安塚区予約型コミュニティバス ※R4. 10開始	安塚区及び虫川大杉駅	—	2,148	2,148
合計				958,165	931,959	▲ 26,206

※事業者

頸：頸城自動車(株)    く：くびき野バス(株)    南：頸南バス(株)    北：頸北観光バス(株)  
東：東頸バス(株)    新：新井タクシー(株)    ア：アイエムタクシー(株)    浦：(有)浦川原タクシー

(2) 上越市が実施する自家用有償旅客運送（市営バス）における利用者数（単位：人）

No.	区	路線名	R3会計年度 (R3. 4～ R4. 3)	R4会計年度 (R4. 4～ R5. 3)	差 (R4-R3)
	安塚区		8,589	8,697	108
1		須川・真萩平線	2,926	2,861	▲ 65
2		坊金・松崎線	5,262	5,265	3
3		船倉線	401	571	170
	大島区		9,693	7,323	▲ 2,370
4		旭線	3,673	2,778	▲ 895
5		菖蒲線	6,020	4,545	▲ 1,475
	牧区		10,285	9,333	▲ 952
6		宇津俣線	5,042	3,876	▲ 1,166
7		高谷・平山線	1,463	1,284	▲ 179
8		坪山線	3,780	3,406	▲ 374
9		予約便(予約型コミュニティバス) ※R4. 10開始	—	767	767
10	頸城区	大池線	10,977	10,111	▲ 866
	板倉区		25,450	24,452	▲ 998
11		上関田線	13,330	12,646	▲ 684
12		山寺薬師・菰立線	12,120	11,806	▲ 314
13	清里区	櫛池線	2,213	1,988	▲ 225
14	名立区	東飛山線	44,328	41,231	▲ 3,097
合計			111,535	103,135	▲ 8,400

## 上越市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越市地域公共交通活性化協議会会則（以下「会則」という。）第12条の規定に基づき、上越市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、国庫補助金、繰越金及びその他の収入をもって収入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに上越市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 会長は、協議会の運営もしくは、事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障が発生するおそれがあり、特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、補正予算を調製し処分することができる。

3 前項の規定による処置については、会長は、次の協議会において報告し、その承認を求めなければならない。

4 前1項もしくは前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 収入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 支出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 支出予算の流用及び予備費の充当は、上越市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により支出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、速やかに、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を行うものとする。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、上越市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、会則第6条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに上越市長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成20年7月25日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費



## 令和 5 年度予算

## 【歳入の部】

(単位：円)

科 目	4 年度 予算額 (A)	5 年度 当初予算額 (B)	5 年度 現計予算額 (C)	比 較 (C - B)	予算内容
負担金	2,045,000	1,829,000	1,829,000	0	
負担金 (市)	1,366,000	1,150,000	1,150,000	0	協議会の運営及び利用促進事業の実施に係る経費を負担
負担金 (事業者)	679,000	679,000	679,000	0	総合時刻表の作成に係る経費を負担
繰越金	0	0	0	0	
繰越金	0	0	0	0	
諸収入	1,000	1,000	1,000	0	
雑入	1,000	1,000	1,000	0	預金利息
計	2,046,000	1,830,000	1,830,000	0	

## 【歳出の部】

(単位：円)

科 目	4 年度 予算額 (A)	5 年度 当初予算額 (B)	5 年度 現計予算額 (C)	比 較 (C - B)	予算内容
運営費	413,000	455,000	513,000	58,000	
会議費	311,000	343,000	485,000	142,000	協議会及び各区懇話会の開催に係る経費
事務費	102,000	112,000	28,000	▲84,000	事務用消耗品費及び旅費等に係る経費
事業費	1,633,000	1,375,000	1,317,000	▲58,000	
利用促進	1,633,000	1,375,000	1,317,000	▲58,000	総合時刻表及び公共交通啓発資料の作成等に係る経費
予備費	0	0	0	0	
予備費	0	0	0	0	
計	2,046,000	1,830,000	1,830,000	0	